

【重要】院内トリアージ実施料の算定について

当院では、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、**かぜ症状**の方の院内トリアージを実施しております。

※**かぜ症状**:発熱・鼻汁・咳・のどの痛み・息さ・味覚、嗅覚異常・腹部症状(嘔気、下痢)など

尚、新型コロナウイルス感染症の症状は様々で見分けることは困難です。

そのため新型コロナ感染症の可能性があると考え感染予防対策を徹底し屋外(ドーム、テント、お車)にて診察をしております。

令和2年4月8日付厚生労働省の規定する「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱い」に基づき

『**院内トリアージ実施料**』として、300点(3割負担で900円相当)の算定をさせていただきます。

何卒ご理解のほど宜しくお願い致します。

